

TOKYO PRO Market の制度的意義

中村宙正（東京成徳大学）

TOKYO PRO Market は、2013年6月4日に上場企業数を3社とすることとなり、日本取引所グループの市場運営に関わる経費を鑑みれば、その市場の継続性について、今後の展望を明確にする必要が生じていると考えられる。

ただし日本経済のなかで TOKYO PRO Market が受け持つ制度的意義は、取引所の事業運営（経営）の観点からだけでは計り知れないと判断される。なぜなら、市場間競争が激化する現状において、指定アドバイザー制度は、東京市場が国際金融市場として比較優位を確保するうえでの足懸かりとなると同時に、国内・地方の金融機能を補完する代替投資市場として役割を兼ね備えているからである。すでにロンドン市場では、AIM が国際金融市場の一角を占めるばかりでなく、国内各地に取引所事務所を開設しマクミラン・ギャップの解消等に努めるようになり18年目を迎えている。

各国の経済制度は現況に合わせて常に僅かずつ変更されているが、1990年代以降の金融グローバリゼーションに見られたように、文化的要素を捨象して世界の資源配分の仕組みを統合しようとする動きが生ずる場合（たとえばヘッジ・ファンドが複数の異文化と接触してきた際）、国内事情（同一文化圏内での課題）を乗り越える過程の場合よりも、内国の経済制度は不安定となる。市場と制度が均衡から遠ざかる現象が長期に続く事態、市場と制度に安定化装置がビルト・インされていない外生要因に対し、求められる機能は、裁量である。外との接触を持つ機関は、相対的に自己制御の高い立場が役目を担うが、出自の事情にも精通しており、出自内の調整を図りながら外との連携を模索している。内にいる立場は、外との接触を持つ身内の機関にどの程度まで裁量を認めることができるか、身内の文化を守り未来へ継承していくうえで、必要な試みであると考えられる。

現在、TOKYO PRO Market の指定アドバイザーには、目立って裁量が求められる機会はなく、それは一見、どこか期待はずれのように映るかもしれない。しかし金融機能の真価が問われるのは、情勢の急転に遭遇し、機動性が求められる事態においてであり、景気回復が順調なときは隠れた存在となるはずである。むしろ平時のうちに、あらゆる事態に備えて、裁量的な金融機能を残す必要性について検討しておきたい。

参考文献

青木昌彦（2010）「制度とは何か」中林真幸・石黒真吾編

『比較制度分析・入門』有斐閣

金融庁（2007）「金融審議会金融分科会第一部会議事録」（第44回～第48回）

忽那憲治（1997）「AIM創設とイギリス証券会社の発行業務における新展開」

『中小企業金融とベンチャー・ファイナンス』東洋経済新報社

浜田康行（1996）『日本のベンチャーキャピタル』日本経済新聞社